

2017年9月

IFRS®基準
公開草案 ED/2017/6

「重要性がある」の定義
IAS第1号及びIAS第8号の修正案
コメント期限：2018年1月15日

「重要性がある」の定義（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正案）

「重要性がある」の定義

（IAS第1号及びIAS第8号の修正案）

コメント期限：2018 年 1 月 15 日

Exposure Draft ED/2017/6 *Definition of Material* (Proposed amendments to IAS and IAS 8) is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **15 January 2018** and should be submitted in writing to the address below or by email to commentletters@ifrs.org or electronically using our ‘Open for comment’ page at: go.ifrs.org/comment.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (the Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN: 978-1-911040-62-0

Copyright © 2017 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of IASB® publications may be obtained from the Foundation’s Publications Department. Please address publication and copyright matters to publications@ifrs.org or visit our web shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, the ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘IFRS Taxonomy®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office at 30 Cannon Street, London, EC4M 6XH.

「重要性がある」の定義

（IAS第1号及びIAS第8号の修正案）

コメント期限：2018年1月15日

公開草案 ED/2017/6 『重要性がある』の定義（IAS 第1号及びIAS 第8号の修正案）は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメントを求めることのみのために公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントに照らして修正されることがある。コメントは、**2018年1月15日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか、commentletters@ifrs.org への電子メール又は我々の ‘Open for comment’ ページ (go.ifrs.org/comment) を用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト (www.ifrs.org) に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN: 978-1-911040-62-0

コピーライト © 2017 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licences@ifrs.org に連絡されたい。

IASB 公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権に関する事項については、publications@ifrs.org に照会するか又は当財団のウェブショップ <https://shop.ifrs.org> を訪問されたい。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘IFRS Taxonomy®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を 30 Cannon Street, London, EC4M 6XH に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	7
[案] IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正	9
[案] IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正	11
[案] 他の IFRS 基準の修正	13
[案] IFRS 実務記述書「重要性の判断の行使」の修正	14
審議会による 2017 年 9 月公表の公開草案「『重要性がある』の定義」（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正）の承認	15
IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠	16

はじめに

本公開草案において、国際会計基準審議会（当審議会）は、「重要性がある」の定義を明確化するために IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に軽微な修正を行うことを提案している。

本修正案は、次のようにするために、「重要性がある」の定義を精緻化し、適用を明確化するものである。

- IFRS 基準における定義と「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）における定義の文言を一致させ（文言は現時点で類似しているが同一ではない）、当該文言に若干の軽微な改善を加える。
- IAS 第 1 号における既存の補強的な要求事項の一部を定義に織り込んで、それらをさらに目立たせるようにする。
- 「重要性がある」の定義に付属している説明の明瞭性を向上させる。

当審議会は、本公開草案における修正案が既存の要求事項の理解を高めるであろうと予想している。しかし、これらの修正案は既存のガイダンスに基づいているため、当審議会は、これにより重要性の判断が実務で行われる方法や企業の財務諸表に著しい影響を与えるとは予想していない。

当審議会は最近、IFRS 基準に従って一般目的財務諸表を作成する際の重要性の判断の行使に関するガイダンスを企業に提供するための別個のプロジェクト（重要性の実務記述書プロジェクト）を最終確定した。当審議会は 2017 年 9 月に IFRS 実務記述書「重要性の判断の行使」（重要性の実務記述書）を公表した。

「重要性がある」の定義は、いくつかのプロジェクト（概念フレームワーク・プロジェクト、開示原則プロジェクト及び重要性の実務記述書プロジェクトを含む）において議論されてきた。当審議会は、これらのプロジェクトにおいて、多数の類似した（しかし同一ではない）内容の定義を議論してきた。「重要性がある」の定義に関する混乱を避けるため、当審議会は、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号における定義の修正案を本公開草案において別個に提案している。

本公開草案における提案の結果として IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号における「重要性がある」の定義に変更が行われる場合には、当審議会は重要性の実務記述書及び今後公表予定の改訂「概念フレームワーク」の修正を行う予定である。その修正案を本公開草案に記述している。

コメント募集

当審議会は、本公開草案における提案、特に下記の質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問にコメントしている。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 当審議会が考慮すべき代替案があれば、それを含んでいる。

当審議会は、本公開草案で扱っていない事項についてはコメントを求めている。

コメントは **2018 年 1 月 15 日**までに到着するよう文書で提出されたい。

コメント提出者への質問

質問 1

当審議会は、「重要性がある」の定義を IFRS 基準と「概念フレームワーク」との間で一致させるため、また、IAS 第 1 号における既存の要求事項の一部を定義に含めるため、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正を提案している。また、当審議会は、定義に付属している説明を IAS 第 1 号及び「概念フレームワーク」における既存のガイダンスを用いて明確化することを提案している。

- (a) 重要性の定義及び付属の説明を本公開草案で提案しているように明確化すべきであることに同意するか。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、その理由は何か。
- (b) 修正案で導入した文言又は用語法で理解又は翻訳が困難なものがあるか。

質問 2

当審議会は、重要性の実務記述書を 2017 年 9 月に公表しており、改訂「概念フレームワーク」を 2017 年の後半に公表する予定である。本公開草案における提案の結果として IFRS 基準の変更が行われる場合には、当審議会はこれら 2 つの文書の修正を行う予定である。

当審議会は、重要性の実務記述書と今後公表予定の「概念フレームワーク」の両方におけるガイダンスは、「重要性がある」の定義の更新を除いては、本公開草案における修正案の影響を受けないであろうと考えている（BC22 項から BC24 項参照）。

重要性の実務記述書又は今後公表予定の改訂「概念フレームワーク」の修正案に関して何かコメントがあるか。

質問 3

本公開草案における提案に関して他に何かコメントがあるか。

コメントの方法

コメントは次のいずれかの方法で提出のこと。

電子的に 'Open for comment' ページ (go.ifrs.org/comment にある) に
(推奨している方法) アクセス

電子メール 電子メールでのコメントの送付先 : commentletters@ifrs.org

郵 送 IFRS Foundation
 30 Cannon Street
 London EC4M 6XH
 United Kingdom

すべてのコメントは公開の記録とされ、回答者が秘密扱いを求める場合を除き、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

[案] IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正

第 7 項を修正し、第 139R 項を追加する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

定 義

7 ...

重要性がある

情報項目の脱漏又は誤表示は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に、単独で又は総体とし影響を与えると合理的に予想し得る可能性がある場合には、重要性がある。

重要性は、情報の性質若しくは大きさ、又はその両方に依存する。企業は、情報が、単独で又は他の情報との組合せで、財務諸表の文脈において重要性があるかどうかを評価する。それを取り巻く状況において判断される脱漏や誤表示の大きさや性質により決定される。当該項目の大きさや性質、又はその両方が重要性を判断する要因となり得る。重要性のある情報は、明瞭に伝達されない場合には、覆い隠される可能性がある。例えば、重要性のない情報によって覆い隠される場合である。情報の誤表示は、主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。

情報脱漏や誤表示が一般目的財務諸表の主要な利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る、それゆえに重要性があるかどうかを評価するには、企業の状況において判断される当該利用者の特徴を考慮しなければならない。

現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多くは、情報提供を企業に直接要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告書に依拠しなければならない。したがって、彼らが一般目的財務報告書が対象とする主要な利用者である。財務諸表は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する利用者のために作成される。時には、十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求める必要のある場合もある²。

「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」は第 25 項²で、「利用者は事業、経済的活動及び会計について妥当な知識を持ち合わせており、合理的な勤勉さをもって情報を研究しようとする意欲を有していると想定される」と述べている。したがって、評価については、当該属性を有する利用者がその経済的意思決定において、合理的にみてどのように影響を受ける可能性があるのかを考慮する必要がある。

² 2010 年 9 月に IASB は「フレームワーク」を「財務報告に関する概念フレームワーク」に置き換えた。第 25 項は、「概念フレームワーク」の第 3 章により廃止された。この段落は、「財務報告に関する概念フレームワーク」（2010 年）の OB5 項及び QC32 項に基づいている。

...

発効日

...

139R 「公開後に決定する日付」公表の「『重要性がある』の定義」(IAS第1号及びIAS第8号の修正)により、第7項が修正された。企業は当該修正を「公開後に決定する日付」以後に開始する事業年度において行われる重要性の判断に将来に向かって適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

[案] IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積り変更及び誤謬」の修正

第 5 項及び第 6 項を修正し、第 6A 項及び第 54G 項を追加する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

定 義

5 ...

重要性がある

情報項目の脱漏又は誤表示は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に、単独で又は総体とし影響を与えると合理的に予想し得る可能性がある場合には、重要性がある。重要性は、それを取り巻く状況において判断される脱漏や誤表示の大きさや性質により決定される。当該項目の大きさや性質、又はその両方が重要性を判断する要因となり得る。

...

6 重要性は、情報の性質若しくは大きさ、又はその両方に依存する。企業は、情報が、単独で又は他の情報との組合せで、財務諸表の文脈において重要性があるかどうかを評価する。重要性のある情報は、明瞭に伝達されない場合には、覆い隠される可能性がある。例えば、重要性のない情報によって覆い隠される場合である。情報の誤表示は、主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。

6A 情報脱漏や誤表示が一般目的財務諸表の主要な利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る、それゆえに重要性があるかどうかを評価するには、企業の状況において判断される当該利用者の特徴を考慮しなければならない。現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多くは、情報提供を企業に直接要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告書に依拠しなければならない。したがって、彼らが一般目的財務報告書が対象とする主要な利用者である。財務諸表は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する利用者のために作成される。時には、十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求める必要がある場合もある²。

「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」は第 25 項²で、「利用者は事業、経済的活動及び会計について適切な知識を持ち合わせており、合理的な勤勉さをもって情報を研究しようとする意欲を有していると想定される」と述べている。したがって、評価については、当該属性を有する利用者がその経済的意思決定において、合理的にみてどのように影響を受ける可能性があるのかを考慮する必要がある。

2 IASC の「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」は、2001 年に IASB により採用された。2010 年 9 月に IASB は「フレームワーク」を「財務報告に関する概念フレームワーク」に置き換えた。第 25 項は、「概念フレームワーク」の第 3 章により廃止された。この段落は、「財務報告に関する概念フレームワーク」(2010 年) の OB5 項及び QC32 項に基づいている。

発効日

...

54G 「公開後に決定する日付」公表の「『重要性がある』の定義」(IAS第1号及びIAS第8号の修正)により、第5項及び第6項が修正され、第6A項が追加された。企業は当該修正を「公開後に決定する日付」以後に開始する事業年度において行われる重要性の判断に将来に向かって適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

「重要性がある」の定義（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正案）

[案] 他の IFRS 基準の修正

下記の表は、「重要性がある」の定義が他の IFRS 基準においてどこで引用されているのか、また、これらの各項を改訂後の定義に関して更新することが必要となる変更を示している。

参照	修正案の説明
IFRS 第 2 号 IG17 項 (IG 設例 11)	この項で引用している「重要性がある」の定義を更新する。
IFRS 第 4 号 IG15 項から IG16 項	これら 2 つの項で引用している「重要性がある」の定義を更新する。
IAS 第 10 号第 21 項	重要性がある非修正後発事象の説明において、「利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与える可能性がある」という文言を「企業の財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る」に修正する。
IAS 第 34 号第 24 項	この項で引用している「重要性がある」の定義を更新する。
IAS 第 37 号第 75 項	リストラクチャリング計画の開示に関する要求事項において、「利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与える可能性がある」という文言を「企業の財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る」に修正する。
用語集 「重要性がある」の定義	「重要性がある」の定義を更新する。

〔案〕 IFRS 実務記述書「重要性の判断の行使」の修正

第5項を修正する予定である。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。(重要性の実務記述書の付録にあるIAS第1号の第7項及びIAS第8号の第5項の抜粋も更新予定である。)

「重要性がある」の定義

- 5 ~~「財務報告に関する概念フレームワーク」(「概念フレームワーク」)は、次のような重要性のある情報の定義を示している(IAS第1号「財務諸表の表示」の第7項及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第5項が同様の次のような「重要性がある」の定義を示している)。~~

~~情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の一般目的財務諸表に関する財務情報に基づいての主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る可能性がある場合には、重要性がある。言い換えれば、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ(又はその両方)に基づくものである。~~

審議会による 2017 年 9 月公表の公開草案「『重要性がある』の定義」（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正案）の承認

公開草案「『重要性がある』の定義」は、国際会計基準審議会の12名のメンバーにより公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト	議長
スザンヌ・ロイド	副議長
スティーブン・クーパー	
マルティン・エーデルマン	
フランソワーズ・フローレス	
アマロ・ルイズ・デ・オリベイラ・ゴメス	
ゲイリー・カブレック	
鷺地 隆継	
ダレル・スコット	
徐 正雨	
メアリー・トーカー	
張 為国	

IAS 第1号及びIAS 第8号の修正案に関する結論の根拠

この結論の根拠は、本修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。この結論の根拠は、国際会計基準審議会（当審議会）が本修正案を開発した際の検討事項を要約したものである。個々の審議会メンバーにより、議論での重点の置き方は異なっていた。

背景

- BC1 当審議会は、2013年1月に主催した財務報告開示に関する討議フォーラム¹において、2014年の公開草案「開示に関する取組み」（IAS 第1号の修正案）に対するフィードバックを通じて、また、他の情報源から、企業が財務諸表を作成するにあたり重要性の判断を行う際に困難を経験しているという情報を受けた。
- BC2 このフィードバックは、重要性の判断を行う際の困難は、一般的に、「重要性がある」の定義に関連するものではなく、行動的なものであることを示していた。このフィードバックは、一部の企業、監査人及び規制機関が、財務諸表を財務諸表利用者とのコミュニケーションの手段としてではなく主としてコンプライアンス文書として扱っていることを示していた。彼らは、どのような情報に重要性があるのかを決定するために判断を適用するのではなく、開示要求を財務諸表における開示のチェックリストとして使用し、IFRS 基準における開示要求を機械的に適用している場合もある。一部の企業は、チェックリスト・アプローチを使用する方が判断を適用するよりも容易であると述べた。経営資源の制約があることや、機械的アプローチに従えば監査人、規制機関又は財務諸表利用者から企業の判断に異論が出される可能性が低くなるという理由からである。同様に、一部の企業は、これらの関係者から異論が出されるリスクを避けるため、開示を省略すべきかどうかを決定する際に用心深くなることを選好していると述べている。
- BC3 当審議会は、多くの利害関係者が既存の「重要性がある」の定義を支持しており、それらの利害関係者が、定義が実務において適用される方法を変えない可能性が高いため、定義の実質的な変更は不要であると考えているとも聞かされた。
- BC4 当審議会は、上記の行動的な困難には、重要性の定義の実質的な変更によってではなく、企業が重要性の判断を行うのに役立つガイダンスを提供することによって最も適切に対処できると考えている。2017年9月に、当審議会はIFRS 実務記述書「重要性の判断の行使」（重要性の実務記述書）を公表し、そこでこのガイダンスを提供している。
- BC5 それでも、当審議会は、既存の「重要性がある」の定義は、企業が重要性のない情報を財務諸表において開示することを助長する可能性があるという利害関係者からのフィードバックを受けた。フィードバックは、当審議会が下記の点に対処すべきであると提案していた。
- (a) 情報に重要性があるかどうかの判断に関する閾値を記述するための「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある」という語句は、あまりにも多くの情報を要求しているものと解釈される可能性がある。たとえ可能性が非常に低くても、ほとんど何であれ一部の財務諸表利用者の意思決定に影響を与える「可能性がある」からである。

¹ このフォーラム及びそれに関連した当審議会の財務報告開示に関する調査からのフィードバックを要約したフィードバック・ステートメントが、IFRS 財団ウェブサイトで見ることができる。

<http://www.ifrs.org/-/media/disclosure-initiative/feedback-statement-discussion-forum-financial-reporting-disclosure-may-2013.pdf>

「重要性がある」の定義（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正案）

- (b) 「情報は、省略されたり誤表示されたりする場合には重要性がある」という語句は、省略できない情報（重要性のある情報）だけに焦点を当てるものであり、省略できる情報（重要性のない情報）を含めることの影響は考慮していない。
- (c) 定義が「利用者」に言及しているが、利用者の特徴を明示していない。これを一部の人々は、どのような情報を開示すべきかを決定する際に、企業は財務諸表のすべての考え得る利用者を考慮することを要求されると示唆しているものと解釈している。

BC6 さらに、当審議会は、現行の「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク（2010年）」）における「重要性がある」の定義の文言と、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」公開草案）で提案している少し改訂された定義が、両方とも IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で使用されている文言と異なることに着目している。当審議会は、これらの定義の実質は同じであると考えている。どれも、財務諸表利用者の意思決定に影響を与える可能性のある情報の省略又は誤表示を対象としているからである。しかし、「重要性がある」について複数の定義が存在することは、混乱を生じる可能性があり、当審議会在がこれらの定義は異なる意味を有しており実務において異なる方法で適用されることを意図していたと示唆する可能性がある。

BC7 BC5 項及び BC6 項に述べた理由で、当審議会は「重要性がある」の定義の精緻化を提案している。これらの精緻化は、既存の定義の理解を容易にすることを意図したものであり、IFRS 基準における基礎となる重要性の概念を変えることを意図したのではない。当審議会は当初はこれらの修正案をディスカッション・ペーパー「開示原則」に含めるつもりであった。しかし、「重要性がある」の定義については当審議会在が他のプロジェクト（概念フレームワーク・プロジェクト及び重要性の実務記述書プロジェクト）でも議論してきた。このため、当審議会在は、定義の提案に関する混乱を避けるため、修正案を本公開草案として別個に公表している。

修正案

「重要性がある」の定義の精緻化

BC8 当審議会在は、下記の改訂した「重要性がある」の定義を IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号に含めることを提案している。

情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。

BC9 当審議会在は、この定義の提案を次のようにして開発した。

- (a) 「概念フレームワーク」公開草案における「重要性がある」の定義の文言案を使用した²。
当審議会在は、この文言の方が、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の既存の定義よりも明確であ

² 「概念フレームワーク」公開草案の 2.11 項の文言案は、「情報は、省略されたり誤表示されたりすると、特定の報告企業に関する財務情報に基づいて一般目的財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合には、重要性がある。」である。2.11 項の文言案と同様の文言が、改訂「概念フレームワーク」が最終確定された場合に使用される見込みである。

ると考えている。しかし、当審議会は、IAS第1号及びIAS第8号においては、これらの基準の範囲と整合的に、「財務報告書」ではなく「財務諸表」に言及することを提案している。「概念フレームワーク」公開草案の定義も、定義が言及している利用者が企業の財務報告書・財務諸表の主要な利用者である旨を明確化している³。IAS第1号及びIAS第8号で使用する「重要性がある」の定義において主要な利用者に言及することで、「利用者」という用語の解釈が広くなりすぎる可能性があるという懸念（BC5項(c)参照）に対応するのに役立つ可能性がある。

- (b) IAS第1号における下記の既存の要求事項をより目立たせるために織り込んだ。
- (i) 「影響を与える可能性がある」という閾値を「影響を与えると合理的に予想し得る」に置き換えて、IAS第1号の第7項の既存の明確化を織り込むようにした。ここでは、「したがって、評価は、当該属性を有する利用者がその経済的意思決定においてどのように影響を受けると合理的に予想し得るのかを考慮する必要がある」[強調追加]と述べている。この文言は、重要性の既存の定義における「影響を与える可能性がある」という閾値は低すぎて適用が広くなりすぎる可能性があるという一部の関係者から提起された懸念に対処するのに役立つ（BC5項(a)参照）。
 - (ii) 「情報を覆い隠すこと」を定義に含めて、IAS第1号の第30A項の既存の要求事項を織り込むようにした。ここでは、「企業は、重要性のない情報で**重要性のある情報を覆い隠したり**（中略）することによって財務諸表の理解可能性を低下させてはならない」[強調追加]と述べている。当審議会は、重要性のある情報を覆い隠すことは、それを省略するのと同様の効果を有する可能性があることに着目している。この明確化は、既存の定義は省略できない情報（重要性のある情報）のみに焦点を当てていて、重要性のない情報を含めることが有用でない理由には焦点を当てていないと利害関係者が感じることがあるというBC5項(b)で挙げた懸念に対処するのに役立つ可能性がある。
- (c) 重要な誤表示についての記述及び「重要性がある」を定義するのではなく説明している文言を、定義から定義に付属する説明パラグラフに移した。この再構成は、どの要求事項が定義の一部であり、どの要求事項がその定義を説明しているのかを明確化することを意図したものである。

BC10 一部の関係者は、当審議会は定義において「可能性がある (could)」を「であろう (would)」に置き換えることによって、情報に重要性があるとする閾値を引き上げるべきであると述べた。BC3項からBC4項において、当審議会は、定義の実質的な変更を提案しない理由を説明している。当審議会は、「であろう」を使用するのは意図しない結果を生じるおそれのある実質的な変更となると考えている。例えば、「意思決定に影響を与えるであろう」は、情報は重要性があると証明できない限りは重要性がないという推定（すなわち、情報が重要性があると見られるためには、当該情報が財務諸表利用者の意思決定に影響を与えるであろうことを証明することが必要となる）と解釈されるおそれがある。

³ 財務諸表は財務報告書の一種である。

「重要性がある」の定義に付属する明確化

- BC11 当審議会は、2015 年 10 月の公開草案「IFRS 実務記述書『重要性の財務諸表への適用』」に対するコメント提出者から、「重要性がある」の定義に付属している説明の明瞭性を向上させることが有用であろうというフィードバックを受けた。
- BC12 当審議会は、重要性の実務記述書を、重要性の判断を行うことに関するガイダンスを提供するための主要な手段と考えている。しかし、当審議会は、「重要性がある」の定義に付属している IAS 第 1 号の第 7 項及び IAS 第 8 号の第 6 項における説明を次のように明確化することは有用であろうと考えている。
- (a) 財務諸表の主要な利用者の特性についての記述を、「概念フレームワーク」（2010 年）の OB5 項及び QC32 項に基づいて追加する（BC9 項(a)で説明した理由による）。これらのパラグラフは、今後公表予定の改訂「概念フレームワーク」にそのまま残る予定である（「概念フレームワーク」公開草案の 1.5 項及び 2.35 項も参照）。
 - (b) 重要性のある情報は明瞭に伝達されない場合には覆い隠される可能性がある旨を明確化することによって、「重要性がある」の定義案における「覆い隠す」という用語の使用を説明する。当審議会は、この説明は英語における「覆い隠す」の意味と整合的で、適正な表示は情報が理解可能であることを要するという IAS 第 1 号の第 17 項(b)の要求事項とも整合的である。
 - (c) 定義が誤表示にどのように適用されるのかを明確化する。
 - (d) IAS 第 1 号の第 7 項（及び IAS 第 8 号の第 6 項）の既存の文言を並べ替え、文言に軽微な改善を加える。
- BC13 当審議会は、BC12 項(a)から(c)で提案している明確化は、「概念フレームワーク」（2010 年）及び IAS 第 1 号の既存のガイダンスに基づくものであり、したがって新しいガイダンスではないと考えている。しかし、これらの要求事項を定義とともに含めることは、定義の適用方法についての理解を向上させるのに役立つ可能性がある。一般目的財務諸表を作成する際の重要性の判断の行使に関する追加のガイダンスは、重要性の実務記述書で提供される。

他の基準の修正

- BC14 本修正案は既存のガイダンスに基づいているので、実質的な変更ではない。したがって、当審議会は、「重要性がある」の定義が引用されている場所においてこれを更新することを除いては、IFRS 基準の他の要求事項の修正は必要ないと考えている。特に、当審議会は、「重要性がある」の定義と類似した文言を含んでいる下記の要求事項の修正を提案していない。
- (a) 過年度の誤謬の定義（IAS 第 8 号の第 5 項）
 - (b) 財務諸表の目的に反する情報についての議論（IAS 第 1 号の第 24 項）
- BC15 当審議会は、IFRS 基準の中ですべての場合に「経済的意思決定」を「決定」に、また、「利用者」を「主要な利用者」に変更する修正を行う必要はないと考えている。概念フレームワーク・プロジェクトにおいて、当審議会は、これらの用語は同じように解釈されることを意図していることを明確化した。「概念フレームワーク」公開草案は、「概念フレームワーク」全体を通じて、「主要な利用者」と「利用者」という用語は両方とも、財務情報の多くを一般目的財務報告書に依拠しなければならない現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権

者を指すために使用されると述べている（「概念フレームワーク」公開草案の1.5項への脚注参照）。「概念フレームワーク」公開草案は、利用者が行う意思決定の種類についても記述しており（「概念フレームワーク」公開草案の1.3項参照）、「意思決定」と「経済的意思決定」という用語を互換的に使用している。

US GAAP における重要性の定義の変更

BC16 2015年9月に、米国財務会計基準審議会（FASB）は公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク第3章：有用な財務情報の質的特性」（FASB 公開草案）を公表した。FASB 公開草案は、FASB 概念書第8号「財務報告に関する概念フレームワーク」における重要性の記述について、重要性は法律上の概念であるという記述に置き換えることを提案していた。また、米国最高裁判所の重要性の定義についての FASB の理解について次のような説明を示している。

…米国最高裁判所の重要性の定義は、米国の証券法の不正防止規定の文脈において、情報は、省略又は誤表示された項目が、合理的な資源提供者によって、情報の全体的な配合を著しく変えたものと見られるであろう場合には、重要性があると一般的に述べている。

BC17 FASB 概念書第8号で現在示されている重要性の記述と「概念フレームワーク」（2010年）における記述は、FASB と当審議会が共同で開発したものである。したがって、当審議会は、IFRS 基準における「重要性がある」の定義を変更すべきかどうかを検討するにあたり、FASB の変更案及びその理由について議論した。

BC18 当審議会は、下記の理由で、米国最高裁判所の定義を IFRS 基準について採用すべきではないと決定した。

- (a) BC3 項から BC4 項で説明したように、当審議会は、IFRS 基準における「重要性がある」の定義の実質的な変更を行うことを提案しない。
- (b) 当審議会は、世界中の利害関係者のための基準を設定しており、IFRS 基準は広範囲の法律上及び規制上の環境において適用されている。したがって、ある法域の法体系によって設定され当該法体系による変更の可能性のある定義を使用することは適切ではないであろう。
- (c) 米国最高裁判所の重要性の定義で使用されている文言は、IFRS 基準における「重要性がある」の定義と異なっている。したがって、米国最高裁判所の文言を使用すると、IFRS 基準における既存の要求事項との不整合を生じるおそれがある。

BC19 また、当審議会は、下記の理由で、「重要性がある」の定義を IFRS 基準から削除して重要性は法律上の概念であると記述することは適切ではないであろうと判断した。

- (a) 重要性は、目的適合性の企業固有の側面であるため、法律上の概念であるとともに、重要な財務報告の概念である⁴。
- (b) 重要性の法律上の定義は、一部の法域では存在しない場合や、財務諸表の作成において適切でない場合がある。

⁴ 「概念フレームワーク」公開草案の2.11項及び「概念フレームワーク」（2010年）のQC11項。

「重要性がある」の定義（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正案）

- (c) 各国で異なる「重要性がある」の定義を使用することは、法域間での IFRS 基準の適用の不統一につながるおそれがある。この不統一は、財務情報の国際的な比較可能性と有用性を高めるという IFRS 基準の開発の目的と整合しない。

生じる可能性の高い影響

IFRS 基準の修正案により生じる可能性の高い影響

- BC20 当審議会は、本公開草案における修正案は、次のことによって、「重要性がある」の定義の理解を向上させることになると考えている。
- (a) 異なる定義から生じる混乱の可能性を避けるため、IFRS 基準と「概念フレームワーク」における定義の文言を整合させる。
 - (b) IAS 第 1 号の補強的な要求事項の一部を定義に織り込んで、それらをより目立たせる。
 - (c) 重要性の定義についての既存のガイダンスを、定義とともに 1 か所で示す。
- BC21 当審議会は、本修正案は実質的な変更ではなく、重要性の判断が行われる方法や企業の財務諸表に著しい影響を与える可能性は低いであろうと考えている。これは次の理由による。
- (a) 「重要性がある」の定義の精緻化は、
 - (i) 「概念フレームワーク」公開草案における文言に基づいており、これは IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号における既存の定義と類似しているが、より明確である（BC6 項及び BC9 項(a)参照）。
 - (ii) すでに IAS 第 1 号に存在している文言を織り込んでいる（BC9 項(b)及び(c)参照）。
 - (b) 利用者は主要な利用者である旨の明確化及びそれらの利用者の特徴の記述が、「概念フレームワーク」（2010 年）から取られている。当審議会は、これは情報に重要性があるかどうかの判断が実務で行われている方法を変えないであろうと予想している。
 - (c) 「覆い隠すこと」及び「重要性のある誤表示」の明確化は、IAS 第 1 号における既存の要求事項に基づいている（BC12 項(b)及び(c)参照）。

本修正案が今後公表予定の改訂「概念フレームワーク」及び重要性の実務記述書に与える可能性の高い影響

- BC22 当審議会在本公開草案における提案の結果として、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号における「重要性がある」の定義の変更を行う場合には、同時に改訂「概念フレームワーク」（これは本修正案が最終確定される前に公表される見込みである）における「重要性がある」の定義の修正を行う予定である。しかし、今後公表予定の改訂「概念フレームワーク」における定義は、引き続き、「財務諸表」ではなく「財務報告書」に言及する予定である。改訂「概念フレームワーク」の予想される修正は、次のようになるであろう（「概念フレームワーク」公開草案で提案した文言に基づいている）⁵。

⁵ 「概念フレームワーク」公開草案で提案した文言と同様の文言が、改訂「概念フレームワーク」が最終確定された場合に使用される見込みである。

2.11 情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の一般目的財務報告書の主要な利用者（1.5項参照）が当該特定の報告企業に関する財務情報に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る可能性がある場合には、重要性がある。言い換えれば、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ（又はその両方）に基づくものである。したがって、当審議会 IASB は、重要性についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るかを前もって決定することはできない⁶。

BC23 当審議会は、本公開草案の 14 ページに記載したとおり、重要性の実務記述書の修正も行うことになる。

BC24 BC21 項で説明したように、本修正案は、「概念フレームワーク」（2010 年）及び IAS 第 1 号から既存のガイダンスを織り込むものであり、IFRS 基準の既存の要求事項の実質的な変更ではない。このため、当審議会は、重要性の実務記述書及び今後公表予定の改訂「概念フレームワーク」におけるガイダンスは、これらの文書における「重要性がある」の定義の文言を合わせることを除いては、これらの修正案の影響を受けないであろうと考えている。したがって、当審議会は、これらの文書の公表を IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正案が最終確定されるまで延期する必要はないと考えている。

⁶ 今後公表予定の改訂「概念フレームワーク」の用語集も、定義の修正について更新されることになる。